

## 愛南町海業実装推進委託業務実施要領

### 1 事業の趣旨・目的

本町では、令和5年4月に町が水産課内に立ち上げた海業推進室のもと、水産庁からもモデル地区として選定された海業を地域活性化策の切り札として取り組んでいるところである。

本業務は、3年目を迎える海業の取組を確実なものとするとともに、漁港漁場整備法に位置付けられた漁港施設等活用推進計画や漁港水面施設運営権の設定等の制度も活用しながら、各取組を有機的に関連させ、地場水産物の消費拡大と所得の向上、雇用の増大による地域活性化と持続性の向上を実現させることを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

愛南町海業実装推進委託業務

#### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月24日まで

#### (4) 予算限度額

2,000千円(消費税及び地方消費税含む)

### 3 プロポーザル実施にあたっての基本的事項

(1) プロポーザルの実施にあたっては、庁内に設置する「愛南町海業実装推進委託業務公募型プロポーザル方式特定会議」（以下「特定会議」という。）を設置し、審査を行う。

(2) プロポーザルの審査は、2段階とする。

ア 一次審査では、参加表明書類を提出した者の中から、書類審査により1～3者程度を選定する。

イ 二次審査では、一次審査で選定された者からのプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、最良の企画提案をした者（以下「最優秀事業者」という。）及び次点の者を選定する。

### 4 特定会議の構成及び審査方法等

特定会議の構成及び審査方法等は、別に定める「愛南町海業実装推進委託業務公募型プロポーザル方式特定会議設置要領」による。

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 法人及びその代表者において、事業所の所在する市町村での市町村税及び消費税並びに地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 愛南町建設工事等入札参加資格停止措置要領(平成 19 年愛南町告示第 29 号)による入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (5) 愛南町暴力団排除条例(平成 23 年愛南町条例第 13 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していない者であること。

## 6 担当所属・書類提出先

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

愛南町役場水産課海業推進室 海業推進係

電話 0895-72-7312(直通) FAX 0895-72-1214

メールアドレス umigy@town.ainan.ehime.jp

## 7 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。

区分	内容	実施期間又は期日
一次 審査	実施要領等の配布(公告)	令和 7 年 2 月 10 日(月)
	質問書の提出	令和 7 年 2 月 10 日(月)から 令和 7 年 2 月 14 日(金)まで
	質問書に対する回答	令和 7 年 2 月 18 日(火)
	参加表明書等の提出	令和 7 年 2 月 10 日(月)から 令和 7 年 2 月 21 日(金)まで
	書類審査	令和 7 年 2 月 25 日(火)
	審査結果の通知	令和 7 年 2 月 26 日(水)

区分	内容	実施期間又は期日
二次 審査	企画提案書等の提出要請	令和 7 年 2 月 27 日(木)
	企画提案書等の提出	令和 7 年 2 月 27 日(木)から 令和 7 年 3 月 14 日(金)まで
	プレゼンテーション及びヒアリング	令和 7 年 3 月 25 日(火)
	特定結果の通知及び公表	令和 7 年 3 月 26 日(水)

## 8 一次審査の実施

### (1) 質問及び回答

本業務に関する質問については、質問書(様式 7)を次の要領で提出すること。

なお、質問に対する回答は、令和7年2月18日(火)に町ホームページに公表する。ただし、質問の内容によって本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

ア 質問提出期限

令和7年2月14日(金)午後5時

※ 質問の内容を確認するため町から問い合わせることがある。

イ 提出方法

6に記載したアドレス宛に電子メールにて提出すること。また、電子メールのタイトルに「愛南町海業実装推進委託業務プロポ質問」の文字を入力すること。

(2) 参加手続き等

本プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、参加表明書等を以下の要領で提出すること。

なお、期限までに参加表明書類を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書類	参加表明書(様式1)	原本1部 (クリップ留め)
	会社概要(様式2)	
	業務実績(様式3)	
	予定配置者調書(様式4)	
	法人登記簿謄本又は住民票	

イ 留意事項

- ・ 様式規格はA4規格・縦のみとし、A3規格の折込は不可とする。
- ・ 文字サイズは10pt以上とすること。
- ・ 各種様式の記載は、次のとおりとすること。

参加表明書	・参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。
会社概要	・会社名、所在地等必要事項を記載すること。 ・企業概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。
業務実績	・参加希望者の、過去5年間で実施した業務実績について記載し、その業務の履行が確認できる資料を提出すること。
予定配置者調書	・責任者の業務実績等について、簡潔に記載すること。
法人登記簿謄本 又は住民票	・提出日より3か月以内に発行された法人登記簿謄本 又は住民票を提出すること。

(3) 提出場所、方法及び提出期限

提出場所：6に記載した場所

提出方法：郵送又はメール(要事前相談)

提出期限：令和7年2月21日(金)午後5時

(4) 一次審査及び結果通知

一次審査は、別に定める「愛南町海業実装推進委託業務評価基準」(以下「評価基準」という。)に基づく採点により実施する。すべての参加希望者に対して、一次審査の結果(提案要請書又は非選定通知書のいずれか)を令和7年2月26日(水)までに通知する。

(5) その他

参加表明書等の提出に関し、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加表明書等に虚偽の記載があった場合

イ 本実施要領に示した参加表明書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 参加表明書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

## 9 二次審査の実施

二次審査は、提案要請書を通知された者を対象に、提出された企画提案書及び提案価格書を確認した上で、プレゼンテーション及びヒアリングにより採点して実施する。

(1) 企画提案書

様式5を表紙とし、原本1部(クリップ留め)、写し2部(左側2か所ホチキス留め)、電子データ(一式)を提出すること。また、以下の留意事項を遵守すること。

ア 様式規格はA4規格・縦とし、A3規格の折込は可とする。

イ 文字サイズは10pt以上とすること。

ウ 図、絵、写真等の使用は可とする。

エ 企画提案書には、参加者を特定できる名称を表示しないこと。

オ 目次を付すこと。

カ 企画提案書の内容は、以下の6つの課題について、仕様書の内容を踏まえ課題順に簡潔に記載すること。

課題1 愛南町水産業への理解と事業推進の考え方(コンセプト)
課題2 海業の取組や事業の事業性評価・分析
課題3 新たな海業案件の発掘・事業化と実行可能性調査
課題4 関連会議への参画及びワークショップ運営支援
課題5 漁港施設等活用推進計画の策定支援
課題6 事業実施フロー及びスケジュール

(2) 提案価格書

原本1部(クリップ留め)、写し2部(左側2か所ホチキス留め)、電子データ(一式)を提出すること。また、以下の留意事項を遵守すること。

ア 提案価格書については、業務仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額(税込)及び算定内訳を記載すること。

イ 算定内訳は、人件費及びその他経費を単価・数量が分かるように記載すること。

(3) 提出場所、方法及び提出期限

提出場所：6に記載した場所

提出方法：郵送又はメール(要事前相談)

提出期限：令和7年3月14日(金)午後5時必着

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書提出後、参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、本プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

ア 日時

令和7年3月25日(火)(※詳細な時間等は、別途通知)

イ 場所

愛南町役場(オンライン可、応相談。※詳細な場所等は、別途通知)

ウ 時間構成

1者30分以内を予定(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内)

エ プレゼンテーション及びヒアリングの順番

プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の受付順とする。

オ 留意事項

- ・ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。その際、プロジェクター及びスクリーンは町で用意するが、パソコン、ケーブル等その他必要な機器は各自で用意すること(事前に連絡をすること。)
- ・ 画像の投影を行う場合は、参加者を特定できる名称を表示してはならないこと。
- ・ 参加者については、管理技術者は必須とし、人数の上限は3名とすること(パソコン操作員含む。)

(5) 企画提案の審査

審査は、評価基準に基づく採点により実施し、得点が最上位である1者を最優秀事業者とする。なお、最上位である者が2者以上ある時は、特定会議にて協議の上、1者を特定するものとする。

(6) 結果通知

審査の結果は、全ての参加者に対して書面により通知する。また、結果通知日翌営業日に、次の項目について愛南町ホームページにて公表するとともに、水産課海業推進室において閲覧に供するものとする。

ア 最優秀事業者の名称、総合点及び選定理由

イ 参加者の名称及び総合点

※ 参加者の名称は五十音順で標記し、総合点は点数順で標記する。

※ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

## 10 業務内容の事前打合せ及び契約

必要に応じて、町は最優秀事業者と業務内容について協議し、契約を締結するための仕様書等の調整を行い、その仕様書等に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最優秀事業者が契約の締結を拒否した場合、9の二次審査における次順位の事業者を最優秀事業者とみなす。

## 11 その他留意事項

- (1) 一の参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 企画提案書の作成及びヒアリング参加に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書及び見積書等は、返却しないものとする。
- (4) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (5) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 令和7年度予算が成立することを契約締結の条件として準備契約事務を進めるものとする。
- (8) 要項に定めのない事項が生じたときは特定会議と事務局が協議して定めるものとする。